入院費請求(DPC)についてのご案内

当院では平成26年4月より、厚生労働省の認可を受け『包括医療費支払い方式 (DPC)』を採用しております。『DPC』とは、従来の診療行為ごとの点数を加算する「出来高払い方式」とは異なり、疾患名（病名）ごとに厚生労働省で定められた1日当たりの入院費用（包括算定）を決め、そこに手術やリハビリなどの従来通りの出来高算定を組み合わせて計算する方式です。1日あたりの定額の点数は、「診断群分類」とよばれる分類ごとに区分けされ、入院期間に応じて定められます。

計算方法（例）
入院医療費＝『包括診療費』X『入院日数』※『医療機関別係数』＋『出来高診療費』＋『食事負担金』
（別途、部屋代・物品等自費部分が計上されます）

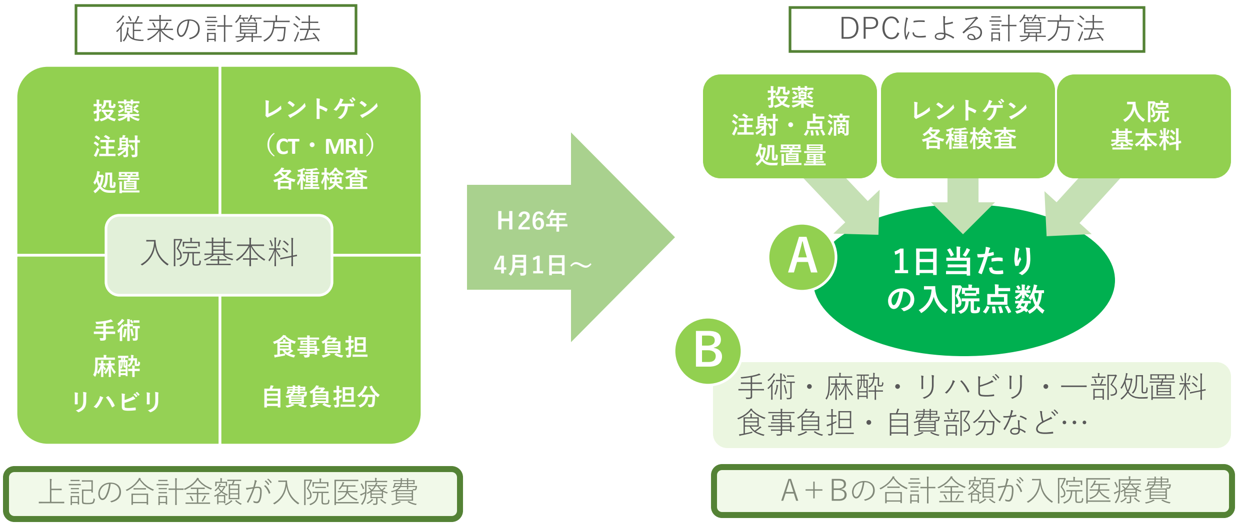

★国が定めるDPCのルールは下記となっております★
医療費は患者様の病名により金額が決められており、1入院（入院してから退院するまで）につき病気の分類は1つで決定します。決め手は医療費が最もかかった病名であり、もし治療の経過中に当初の病気以外が発症し、その治療が主となった場合は病名がかわります。
その際には入院時にさかのぼって医療費を精算させていただくことがあります。
＜詳しくは、（医事課）にお問い合わせ下さい＞

【DPCに関するQ＆A】

問1：DPC（包括診療）とは？

答　：DPCにおいて包括とされるのは、投薬・注射・点滴・処置・レントゲンなどです。従来は行った診療行為ごとに日々診療点数は異なりますが、包括ではこれからの医療行為はすべて一定の点数となります。

問2：高額療養費はどうなりますか？

答　：DPCになっても変わりません。

問3：DPCになると医療費が安くなるのですか？

答　：患者様の病名（診断群分類）や手術などの適応により医療費が高くなったり低くなったりします。また『医療機関別係数』が各病院ごとに設定されており、同じ内容の治療を違う病院で行った際にも医療費に差異が出る事がございます。

間4：『DPC』 診療を希望しない事は可能ですか？

答　：患者様の病名や診療内容が診断群分類に該当すると主治医が判断した場合においてはDPC算定となります。この診断群分類に当てはまらない場合は出来高算定となることがあります。
また「労災」「自賠責保険」「自費診療」もDPC算定とはなりません。